

お申し込み先

(一社) 日本建築士事務所協会連合会
インスペクション賠償責任保険事務局

〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-21-6八丁堀NFビル6階

<個人情報の取扱いに関するご案内>

保険契約者である企業または団体は東京海上日動火災保険株式会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③東京海上日動火災保険株式会社と東京海上グループ各社または東京海上日動火災保険株式会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)をご参照ください。

お問い合わせ先

(取扱指定代理店)

有限会社 日事連サービス

〒104-0032 東京都中央区八丁堀4-9-4 東京STビル3階

TEL:03-3551-6633 FAX:03-3552-1066

E-mail: njs-q@nichijiren-service.com

URL: https://njs-ins.com/

(引受保険会社)

東京海上日動火災保険株式会社

担当課：建設産業営業部営業第二課

〒100-8050 東京都千代田区丸の内1-2-1

TEL:03-3285-1853 FAX:03-5223-3081

一般社団法人 日本損害保険協会
そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

東京海上日動は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。
(http://www.sonpo.or.jp/)



<通話料有料>

0570-022808

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

一般社団法人

日本建築士事務所協会連合会の会員の皆さまへ

宅地建物取引業法
改正に伴う既存住宅状況調査技術者
団体賠償責任保険制度会員
限定

加入資格 会員のみご加入可能

一般社団法人日本建築士事務所協会連合会(日事連)の構成員(会員事務所)であること

被保険者

- ・会員事務所(記名被保険者)
- ・記名被保険者の役員・使用人
- ・記名被保険者に所属する「既存住宅状況調査技術者」

保険期間

2021年4月1日午後4時～2022年4月1日午後4時までの1年間

お申込み締切日

毎月20日までのお申込み ⇒ 翌月1日から補償開始



一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会

Japan Association of Architectural Firms

目次

- 1 補償の対象となる業務 ▶▶ 2
- 2 補償の対象となる条件 ▶▶ 2
- 3 保険金をお支払いする主な事故事例 ▶▶ 2
- 4 保険金をお支払いできない主な場合 ▶▶ 3
- 5 保険金をお支払いできない主な事故事例 ▶▶ 3
- 6 お支払いする保険金 ▶▶ 4
- 7 補償内容および保険料 ▶▶ 4
- 8 お申込期間について ▶▶ 4
- 9 お申込みにあたって ▶▶ 5
- 10 加入内容の変更について ▶▶ 5
- 11 Q&A ▶▶ 6
- 12 もし事故が起こったら ▶▶ 6

1

補償の対象となる業務

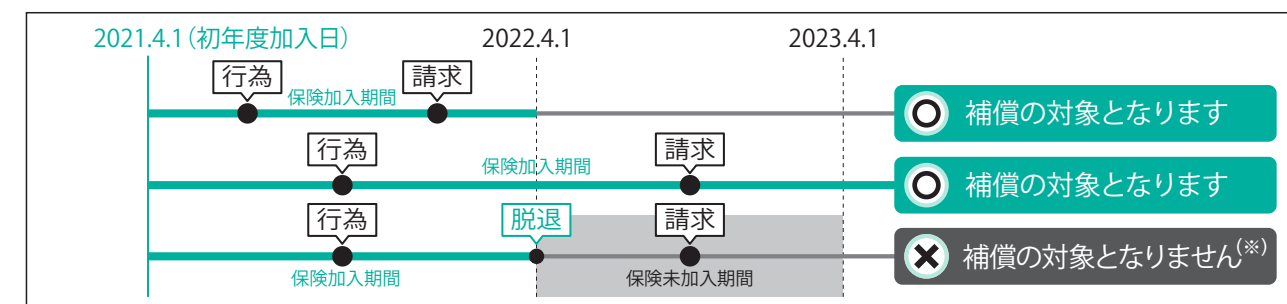
この保険は一般社団法人日本建築士事務所協会連合会を契約者とし、日事連の構成員(会員事務所)を加入者(記名被保険者)とする既存住宅状況調査技術者団体賠償責任保険制度の団体契約です。日本国内における下記の業務が対象となります。

平成二十九年国土交通省告示第八十一号第二条第五項に規定する既存住宅状況調査技術者が平成二十九年国土交通省告示第八十二号に定める既存住宅状況調査方法基準に従って行う平成二十九年国土交通省告示第八十一号第二条第四項に規定する既存住宅状況調査の遂行またはその結果に起因して発生する損害を補償します。

2

補償の対象となる条件

この保険の保険期間は2021年4月1日午後4時より2022年4月1日午後4時までです。
初年度契約始期日(この保険に最初にご加入いただいた補償開始日)以降に日本国内において行われた補償対象業務により、被保険者が保険期間中に日本国内で損害賠償請求を受けた場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。



注:加入者単位で初年度契約の始期日を判定いたします。
注:上記は、翌年度、保険に改定等がなく、補償内容に変更がない前提での記載です。
(※) 保険期間後に、請求のおそれのある原因または事由の具体的状況を、保険会社に通知した場合。

3

保険金をお支払いする主な事故事例

事故事例①

既存住宅状況調査業務の検査中に鉄筋がないと判断した結果、住宅の販売価格が下がったが、検査の誤りであることがあとに判明し、売主から販売価格が下がったことに対する損害賠償請求を受けた。

事故事例②

既存住宅調査業務の検査のうち、柱の傾斜の計測に正確性を欠いていたことが判明し、買主から払い過ぎてしまった購入価格に対する損害賠償請求を受けた。

事故事例③

既存住宅状況調査業務の検査中に誤って依頼主や通行人にケガを負わせてしまい、治療費等の損害賠償請求を受けた。

事故事例④

既存住宅状況調査業務の検査中に誤って、住宅の窓ガラスを破損しまい、修理費等の損害賠償請求を受けた。

直接、間接を問わず、次の事由または行為によって生じる損害は、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

- ①保険契約者または被保険者の故意
- ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ③初年度契約の保険期間の初日より前に行われた業務
- ④この保険契約の保険期間の初日より前において、被保険者に対する請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）または、その状況の原因となった事由
- ⑤この保険契約の保険期間の初日より前に被保険者に対してなされていた請求の中で申し立てられていた行為または事由
- ⑥国土交通省告示第八十二号に規定する調査方法基準（以下「調査方法基準」といいます。）に違反することを認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行った行為
- ⑦地震、噴火、洪水、高潮または津波を契機として実施された調査により判明した建築物のかし
- ⑧騒音、振動、土地の沈下・隆起・移動、地下水の増減、ちり・ほこり、土壌汚染、大気汚染、水質汚濁、水温変化、電波障害または日照・眺望権の侵害
- ⑨業務の対象となる建築物の増築・改築・修補の工事またはそれらの工事部分の瑕疵
- ⑩調査方法基準の定め方が不適切であった場合
- ⑪被保険者が調査方法基準を遵守したとしても、発見し得ない建築物のかし
- ⑫業務の法的効力について、被保険者が結果保証をしていると認識させるような表示または行為
- ⑬次のものの所有、使用または管理
ア. 業務を遂行する施設または設備 イ. 自動車、原動機付自転車、航空機または船舶 ウ. 動物
- ⑭業務の遂行につき所定の資格を有しない者の行為
- ⑮業務の遂行につき、法令の定めにより届出または登録等を必要とする場合において、届出または登録等をしていない間に被保険者が行った行為
- ⑯調査方法基準に定められた業務の範囲を超えて業務を遂行した場合
- ⑰被保険者の業務に対して支払われた報酬の返還

など



事故事例①

新築住宅の検査を実施中に、電気配線を傷つけ、建物の電気設備が停止してしまったため損害賠償請求を受けた。理由) 新築住宅は対象外

事故事例②

建物が地震により全壊したため検証したところ、既存住宅状況調査業務において誤りがあることが判明した。理由) 地震に起因する損害は対象外

*他に同種の保険契約等がある場合には、他の保険契約等が優先して支払われます。詳細は当パンフレットに掲載の他保険優先適用特約条項をご確認いただくか、取扱代理店までお問い合わせください。

$$\text{お支払いする保険金 (支払限度額が上限)} = \{ \text{合計損害額 (下記(1)+(2)の合計額)} \} - \text{免責金額 (1事故につき10万円)}$$

下記(3)の費用はその全額をお支払いいたします。
ただし、保険期間中の(1)(2)に対してのお支払い保険金の総合計額が保険期間中支払限度額に達した後は、(3)も含めてお支払いの対象とはなりませんのでご注意ください。

次の損害賠償金や諸費用をお支払いします。

(1) 法律上の損害賠償金

法律の規定に基づき被保険者が被害者に対して行う賠償債務の弁済としての支出をいいます。被保険者が弁済によって代位取得するものがあるときは、その価額を控除します。

※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。

(2) 争訟費用

損害賠償責任に関する争訟について被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した費用をいいます。弁護士費用などが該当します。

(3) 協力費用

専門的業務賠償責任保険普通保険約款第24条（1）の規定に基づき、引受保険会社が被保険者に代わって被害者による損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用をいいます。

補償開始日	支払限度額	自己負担額 (免責金額)	既存住宅状況調査1件あたりの保険料
2021年4月1日 (中途加入の場合は 2022年3月までの 毎月1日)	1事故あたり 500 万円 保険期間中 5,000 万円	1事故につき 10 万円	1,940円 但し、本制度の補償開始日時点で、別制度「日事連・建賠保険」にご加入されている場合は、 建賠加入者割引10% が適用され、1,750円になります。

2020年1月～12月までの既存住宅状況調査実施件数に上記1件あたり保険料を乗じ加入保険料を算出します。
※最低保険料は10,000円です。
※保険料とは別に制度運営費（団体制度の維持・運営のための費用）が500円かかります。
（最低保険料適用の場合のお支払額は10,500円です。）

保険期間は、2021年4月1日午後4時から2022年4月1日午後4時までとなっております。
毎月1日補償開始での中途加入についても、随時受付けております。

<加入の締切日>

補償開始月前月20日までに「加入依頼書のご提出」および「合計保険料のお振込み」を完了させてください。
中途加入の際の申込要領についても、P.5「加入申込手続き」をご参照ください。

(1) ご加入いただける方・被保険者

加入資格

一般社団法人日本建築士事務所協会連合会（日事連）の構成員（会員事務所）

被保険者

会員事務所（記名被保険者）
記名被保険者の役員・使用人
記名被保険者に所属する「既存住宅状況調査技術者」

(2) 加入申込手続き

1 「日事連・インスペクション賠償責任保険 加入依頼書」のご提出

ご加入の際には、「日事連・インスペクション賠償責任保険 加入依頼書」に必要事項をご記入・ご捺印の上、（一社）日本建築士事務所協会連合会事務局まで郵送してください。

「加入依頼書」送付先 **（一社）日本建築士事務所協会連合会
インスペクション賠償責任保険事務局**

〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-21-6八丁堀NFビル6階

2 会員確認および振込先のご案内

（一社）日本建築士事務所協会連合会インスペクション賠償責任保険事務局にて、申込人の会員確認をさせていただきます。確認が終了しましたら、保険料請求書をご案内致します。

3 合計保険料のお振込み

ご案内に記載の期日までに、合計保険料を「下記口座」へお振込みください。

みずほ銀行 銀座支店 普通預金 1927891
一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会

4 加入者証

ご加入内容を記載した「加入者証」を、加入月（補償開始月）の中旬頃に発行いたします。

住所変更や代表者氏名の変更、中途脱退など、加入内容を変更する際には、変更日・脱退日より前に以下の連絡先へご連絡願います。

加入内容変更の際のご連絡先

TEL：03-3551-6633 FAX：03-3552-1066

E-mail：njs-q@nichijiren-service.com

取扱指定代理店：有限会社 日事連サービス

Q1 本保険と既存住宅売買瑕疵保険との違いは？

A1 既存住宅売買瑕疵保険で保険金の支払い対象となるのは瑕疵を修補するための費用です。つまり、住宅に瑕疵がなく検査ミスが原因で売主・買主に経済的損失が発生した場合については既存住宅売買瑕疵保険では支払い対象にはならず、本保険でカバーすることになります。具体的には、検査で鉄筋が一部入っていないと判断し住宅の販売価格が下がったが、後日検査に誤りがあることが判明し、売主から販売価格が下がったことに対する損害賠償請求を受けたケースなど。

Q2 本保険に加入するためには、一般社団法人日本建築士事務所協会連合会（日事連）の構成員（会員事務所）になることが必須条件となりますか？

A2 はい。本保険の加入対象は一般社団法人日本建築士事務所協会連合会（日事連）の構成員（会員事務所）です。

Q3 使用人についても補償の対象となるのでしょうか、臨時雇い、アルバイトやパートも被保険者に含まれますか？

A3 記名被保険者と「雇用」関係であれば、含まれます。但し、業務の遂行につき所定の資格を有しない者の行為に起因する賠償責任を負担することにより被る損害は担保されません。

Q4 法律の施行は2018年4月からになりますが、それ以前の既存住宅状況調査についても補償の対象になりますか？

A4 いいえ。初年度契約日以降に実施した既存住宅状況調査が対象となります。

Q5 今年度の最低保険料は10,000円（別途、制度運営費500円をお支払い頂きます。）ですが、建賠保険に加入している場合、9,000円になるのでしょうか？

A5 建賠保険の既加入者は1件あたりの保険料が10%割引となりますが、最低保険料は10,000円（別途、制度運営費500円をお支払い頂きます。）となります。

Q6 保険期間の途中から加入することは可能でしょうか？

A6 可能です。毎月1日補償開始での中途加入についても、随時受付けております。ただし、前月の20日までに「加入依頼書のご提出」および「保険料のお振込み」を完了させてください。中途加入の際の申込要領についても、P.5「加入申込手続き」をご参照ください。

被保険者に対して損害賠償請求が提起されたときは、損害賠償請求者の住所・氏名および請求の内容等を、遅滞なく書面で取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。また、保険期間中に、損害賠償請求を提起されるおそれのある原因または事由の発生を知った場合には、遅滞なく、そのおそれのある原因または事由の具体的状況を取扱代理店または引受保険会社へご通知ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。

また、加入内容変更のご連絡をいただいてから1ヶ月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念の為、連絡先の担当者にご旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

事故の際のご連絡先（平日：9：00～17：00）

TEL：03-3551-6633 FAX：03-3552-1066

E-mail：njs-q@nichijiren-service.com

取扱指定代理店：有限会社 日事連サービス

既存住宅状況調査技術者団体賠償責任保険制度
事故連絡票

加入者 情 報	住 所	
	TEL & FAX	
	加 入 者 名	
	ご連絡窓口	

事故(損害賠償請求がなされるおそれのある原因・事由の発生)内容

事 故 発 生 日	
事 故 発 生 場 所	
事 故 状 況	
賠償請求の内容	
そ の 他	

第1条(保険金を支払う場合)

当会社は、被保険者が、保険証券記載の業務(以下「業務」といいます。)の遂行に起因してなされた損害賠償請求(以下(請求)といいます。)について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。

第2条(損害の範囲)

当会社が保険金を支払う前条の損害は、次のいずれかに該当するものに限ります。

- ①法律上の損害賠償金
法律の規定に基づき被保険者が被害者に対して行う賠償債務の弁済としての支出をいいます。被保険者が弁済によって代位取得するものがあるときは、その価額を控除します。
- ②争訟費用
損害賠償責任に関する争訟について被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した費用をいいます。
- ③協力費用
第24条(損害賠償請求解決のための協力)(1)の規定に基づき当会社が被保険者に代わって被害者による損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が当会社の求めに応じて協力するために支出した費用をいいます。

第3条(責任の限度)

- (1)前条の①から③までに規定する損害に関する当会社の責任の限度は、次のとおりとします。

①法律上の損害賠償金については、これらの合計額が保険証券に記載された免責金額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して、保険金を支払います。ただし、当会社が支払う保険金の額は、保険証券に記載された支払限度額(以下「支払限度額」といいます。)を限度とします。

②争訟費用については、その全額に対して保険金を支払います。ただし、法律上の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、次の算式により算出される金額のみに対して保険金を支払います。

保険金の額＝争訟費用の額× $\frac{\text{支払限度額}}{\text{法律上の損害賠償金の額}}$

③協力費用については、その全額に対して保険金を支払います。
- (2)当会社は、前条②および③の費用を除く損害に対して当会社が支払った金額が保険証券に記載された保険期間中の総支払限度額に達した後は、いかなる損害(前条②および③に規定する費用を含みます。)に対しても保険金を支払いません。

第4条(1請求の定義)

支払限度額または免責金額の適用において、1請求とは、請求または被害者の数がいかなるものであっても、同一の原因または事由に起因して被保険者に対してなされたすべての請求をいうものとします。

第5条(保険責任の始期および終期)

- (1)当会社の保険責任は、保険証券記載の保険期間(以下「保険期間」といいます。)の初日の午後4時(保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻)に始まり、末日の午後4時に終わります。
- (2)(1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3)当会社は、保険期間中に被保険者に対して請求がなされた場合に限り、保険金を支払います。
- (4)保険期間が始まった後であっても、当会社は、保険料領収前になされた請求による損害に対しては、保険金を支払いません。

第6条(適用地域)

- (1)当会社は、被保険者に対する請求が日本国内でなされた場合に限り、保険金を支払います。
- (2)当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、日本国以外で発生した他人の損害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第7条(保険金を支払わない場合－その1)

当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ①保険契約者または被保険者(保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。以下同様とします。)の故意
- ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)
- ③地震、噴火、洪水、高潮または津波
- ④核燃料物質(使用済燃料を含みます。)もしくはこれによって汚染された物(原子核分裂生成物も含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

第8条(保険金を支払わない場合－その2)

当会社は、特約を付帯した場合を除き、直接であるか間接であるかにかかわらず、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ①被保険者の使用人が被保険者のためにその事務を処理するにあたり、または自己の職務上の地位を利用して行った窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為に起因する賠償責任
- ②被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者の犯罪行為(過失犯を除きます。)またはその行為が法令に反することもしくは他人に損害を与えるべきことを認識しながら(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)行った行為(不作為を含みます。)に起因する賠償責任
- ③他人の身体の障害(障害に起因する死亡を含みます。)または財物の滅失、破損、汚損、紛失、盗取もしくは詐欺に起因する賠償責任
- ④特許権、著作権または商標権等の知的財産権の侵害に起因する賠償責任
- ⑤名誉き損または秘密漏えい起因する賠償責任
- ⑥被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約条によって加重された賠償責任
- ⑦業務の結果を保証することにより加重された賠償責任
- ⑧保険契約締結の当時、保険契約者または被保険者が、保険期間開始前に発生した原因または事由により、保険期間開始後、被保険者に対し請求がなされるおそれがあることを知っていた場合もしくは過失によってこれを知らなかった場合において、その原因または事由によって生じた賠償責任

第9条(告知義務)

- (1)保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、危険(損害の発生の可能性をいいます。以下同様とします。)に関する重要な事項のうち、保険契約申込書その他の書類の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたもの(他の保険契約等に関する事項を含みます。以下「告知事項」といいます。)について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。「他の保険契約等」とは、第1条(保険金を支払う場合)の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。
- (2)保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が告知事項について故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3)(2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

①(2)の事実がなくなった場合

②当会社が保険契約締結の際、(2)の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。)

③保険契約者または被保険者が第1条の請求による損害の発生前に告知事項につき書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社は、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④当会社が(2)の規定による解除の原因があることを知っ

- た時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
- (4) (2)の規定による解除が第1条の請求による損害の発生後になされた場合であっても、第17条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)の事実に基づかず発生した第1条の請求による損害には適用しません。

第10条(調査)

- (1)被保険者は、常に保険事故の発生を予防するために必要な措置を講じるものとします。
- (2)当会社は、保険期間中いつでも(1)の予防措置の状況を調査し、かつ、その不備の改善を被保険者に請求することができます。

第11条(通知義務)

- (1)保険契約締結の後、保険契約申込書その他の書類の記載事項の内容に変更を生じさせる事実(保険契約申込書その他の書類の記載事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。)が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に申し出て承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった後は、当会社に申し出る必要はありません。
- (2) (1)の事実がある場合((4)ただし書の規定に該当する場合を除きます。)には、当会社は、その事実について変更依頼書を受領したかどうかにかかわらず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、当会社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または(1)の事実が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4)保険契約者または被保険者が(1)に規定する手続きを怠った場合は、当会社は、(1)の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当会社に変更依頼書を受領するまでの間に生じた第1条(保険金を支払う場合)の請求による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、(1)に規定する事実が発生した場合において、変更後の保険料率が増加する場合は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(1)の事実に基づかず発生した第1条の請求による損害には適用しません。

第12条(保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者が、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第13条(保険契約の無効)

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は、無効とします。

第14条(保険契約の取消し)

保険契約者または被保険者による詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第15条(保険契約者による保険契約の解除)

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第16条(重大事由による解除)

- (1)当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

- ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
- ア. 反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。なお、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。以下同様とします。)に該当すると認められること。
- イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
- エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2)当会社は、被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。)を解除することができます。
- (3) (1)または(2)の規定による解除が第1条(保険金を支払う場合)の請求による損害の発生後になされた場合であっても、(1)①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した第1条の請求による損害に対しては、次条の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4)保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合は、(3)の規定は、次の損害については適用しません。
- ① (1)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
- ② (1)③アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

第17条(保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第18条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)

- (1)第9条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2)第11条(通知義務)(1)の事実が生じた場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、未経過期間(その事実が生じた時以降の期間をいいます。)に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
- (3)保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限り)は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) (1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定により当会社がこの保険契約を解除することができるときは、当会社は、保険金を支払いません(既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます)。ただし、第11条(1)の事実が生じた場合において、その事実が生じた時より前になされた第1条(保険金を支払う場合)の請求による損害については、この規定を適用しません。
- (5) (1)および(2)に規定する場合のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当

- 会社に通知して承認を請求し、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間(条件を変更する時以降の期間をいいます。)に対する保険料を返還または請求します。
- (6) (5)の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前になされた第1条の請求による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第19条(保険料の返還—無効または失効の場合)

- (1)第13条(保険契約の無効)の規定により保険契約が無効となる場合は、当会社は、保険料を返還しません。
- (2)保険契約が失効した場合は、当会社は、未経過期間(失効した時以降の期間をいいます。)に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第20条(保険料の返還—取消しの場合)

第14条(保険契約の取消し)の規定により当会社が保険契約を取り消した場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。

第21条(保険料の返還—解除の場合)

- (1)第9条(告知義務)(2)、第11条(通知義務)(2)、第16条(重大事由による解除)(1)または第18条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)(3)の規定により当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、未経過期間(解除の時以降の期間をいいます。)に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2)第15条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により保険契約者が保険契約を解除した場合は、当会社は、保険料から既経過期間(保険期間の初日から解除の時までの期間をいいます。)に対して別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第22条(記録の完備)

- (1)被保険者は、業務遂行にあたり、業務の執行に関する記録を備えておかねばなりません。
- (2)被保険者が、正当な理由なく(1)の業務を怠ったときは、当会社は(1)の記録を備えていない業務に起因して生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第23条(損害賠償請求書等の通知)

- (1)被保険者に対して請求がなされた場合は、保険契約者または被保険者は、損害賠償請求者の住所・氏名および請求の内容ならびに他の保険契約等の有無および内容(既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。)を、遅滞なく当会社に書面により通知しなければなりません。
- (2)保険契約者または被保険者は、保険期間中に請求を受けるおそれのある原因または事由(以下「請求のおそれのある原因または事由」といいます。)が発生したこと知った場合は、次の事項を履行しなければなりません。
- ①請求のおそれのある原因または事由の具体的状況を、遅滞なく当会社に書面により通知すること。
- ②他人から損害の賠償を受けることができる場合は、その権利の保全または行使について必要な手続をすることその他損害の発生または拡大を防止するために必要な一切の措置を講じること。
- ③損害の発生または拡大を防止するため、遅滞なく、回収、検査、修理、交換その他の適切な措置(本条において以下「適切な措置」といいます。)を講じること。
- ④あらかじめ当会社の承認を得ないで、損害賠償金の全部または一部を承認しないこと。
- (3)保険契約者または被保険者が遅滞なく(2)①の通知を行った場合において、その原因または事由に起因する他人の損害について保険期間終了後5年以内に被保険者に対して請求がなされたときは、その請求は、この保険契約の保険期間の末日になされたものとみなします。

- (4)保険契約者または被保険者が正当な理由なく(1)または(2)①、②もしくは④に規定する義務に違反した場合は、当会社は、第1条(保険金を支払う場合)の損害の額から次に掲げる金額を差し引いて保険金を支払います。
- ① (1)または(2)①に規定する義務に違反したときは、それによって当会社が被った損害の額
- ② (2)②または③に規定する義務に違反したときは、損害の発生または拡大を防止することができたと認められる額
- ③ (2)④に規定する義務に違反したときは、被保険者に法律上の損害賠償責任がないと認められる額
- (5)当会社は、適切な措置を講ずるために要した費用については、保険契約者または被保険者が直接支出したかどうかにかかわらず、これに対する保険金を一切支払いません。

第24条(損害賠償請求解決のための協力)

- (1)当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者による損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- (2)被保険者が正当な理由なく(1)の協力の要求に応じない場合は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第25条(先取特権—法律上の損害賠償金)

- (1)第1条(保険金を支払う場合)の請求を被保険者に対して行う権利を有する者(以下「被害者」といいます。)は、被保険者の当会社に対する保険金請求権(第2条(損害の範囲)①の損害に対するものに限り)を有します。以下この条において同様とします。)について先取特権を有します。
- (2)当会社が第2条①の損害に対して保険金を支払うのは、次のいずれかに該当する場合に限り。
- ①被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済した後に、当会社から被保険者に支払う場合(被保険者が弁済した金額を限度とします。)
- ②被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済する前に、被保険者の指図により、当会社から直接、被害者に支払う場合
- ③被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済する前に、被害者が被保険者の当会社に対する保険金請求権についての先取特権を行使したことにより、当会社から直接、被害者に支払う場合
- ④被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済する前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを被害者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合(被害者が承諾した金額を限度とします。)
- (3)保険金請求権は、被害者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権を質権の目的とし、または(2)③の場合を除き、差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

第26条(保険金の請求)

- (1)被保険者の保険金請求権は、第2条(損害の範囲)①の損害に対するものは第1条(保険金を支払う場合)の請求がなされた時に、第2条②および③の損害に対するものは被保険者が費用を支出した時に、それぞれ発生します。
- (2)被保険者の保険金請求権は、次に定める時から、これを行使できるものとします。
- ①第2条①の損害賠償金に対するものは、判決、調停もしくは裁判上の和解または被保険者と被害者の間の書面による合意のいずれかによって被保険者の損害賠償責任の有無および第1条(保険金を支払う場合)の損害の額が確定した時
- ②同条②および③の費用に対するものは、第1条の損害の額が確定した時
- (3)被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
- ①保険金の請求書
- ②被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書、調停調書もしくは和解調書または被保険者と被害者の間の示談書

- ③被保険者が法律上の損害賠償金を弁済したことおよびその金額を証明する書類
- ④被保険者が保険金の請求をすることについて被害者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類
- ⑤争訟費用および協力費用の支出を証する領収書または精算書
- ⑥その他当社が次条（１）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定め たもの
- (4) 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、(3)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を保険契約者または被保険者に対して求めることがあります。この場合は、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力を行わなければなりません。
- (5) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく(4)に規定する義務に違反した場合または(3)もしくは(4)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- 第27条(保険金の支払時期)
- (1) 当社は、被保険者が前条(3)に規定する手続を完了した日(以下この条において「請求完了日」といいます。)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ①保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、請求の原因、請求がなされた状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ②保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
- ④保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認を行うため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数(複数に該当する場合は、そのうち最長の日数)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
- ①(1)①から④までの事項を確認するために行う警察、検 察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。)180 日
- ②(1)①から④までの事項を確認するために行う専門機関による鑑定等の結果の照会90 日
- ③ 災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査60 日
- ④(1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査180 日
- ⑤請求の原因となる事由もしくは事実の検証・分析を行うために特殊な専門知識・技術を要する場合、これらの事由もしくは事実が過去の事例・判例等に鑑みて特殊である場合または同一の業務による被害者が多数となる等被害が広範に及ぶ場合において、(1)①から④までの事項を確認するために行う専門機関による鑑定等の結果の照会180日
- (3) (2)①から⑤までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2)①から⑤までに掲げる期間中に保険金を支払う

- 見込みがないことが明らかになった場合は、当社は、(2)①から⑤までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。
- (4) (1)から(3)までに掲げる事項の確認または照会もしくは調査に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくこれらの実行を妨げ、またはこれらに応じなかった場合(必要な協力を行わなかった場合を含みます。)は、これにより確認が遅延した期間については、(1)から(3)までの期間に算入しないものとします。
- 第28条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)
- 他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額(以下「支払責任額」といいます。)の合計額が損害の額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。
- ①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 この保険契約の支払責任額
- ②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- 第29条(時効)
- 保険金請求権は、第26条(保険金の請求)(2)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。
- 第30条(代位)
- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は、次の額を限度として当社に移転します。
- ①当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合被保険者が取得した債権の全額
- ②①以外の場合被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当社に移転する(1)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。保険契約者または被保険者が当社に協力するために支出した費用は、当社の負担とします。
- 第31条(求償権の不行使)
- 当社は、前条(1)の規定に基づき取得する権利のうち、被保険者の使用人に対するものに限り、これを行使しません。ただし、これらの者の故意によって生じた場合を除きます。
- 第32条(訴訟の提起)
- この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。
- 第33条(準拠法)
- この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。
- 別表 (短期料率表)
- | 既経過期間 | 7日
まで | 15日
まで | 1か月
まで | 2か月
まで | 3か月
まで | 4か月
まで | 5か月
まで |
|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|-----------|
| 短期
料率 | 10% | 15% | 25% | 35% | 45% | 55% | 65% |
| 既経過期間 | 6か月
まで | 7か月
まで | 8か月
まで | 9か月
まで | 10か月
まで | 11か月
まで | 1年
まで |
| 短期
料率 | 70% | 75% | 80% | 85% | 90% | 95% | 100% |

第1条(保険金を支払う場合)

(1) 当社が保険金を支払う専門的業務賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第1条(保険金を支払う場合)の損害は、次の事由に起因するものに限ります。

①業務(期限内に完了したものに限ります。)の結果

②業務の遂行(①を除きます。)

(2) 当社は、(1)の事由に起因する損害賠償請求(以下「請求」といいます。)が保険証券記載の保険期間(以下「保険期間」といいます。)中に日本国内においてなされた場合に限り、保険金を支払います。

第2条(用語の定義)

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
被保険者	次の者をいいます。 ア. 保険証に記載された被保険者(以下「記名被保険者」といいます。) イ. 記名被保険者の役員および使用人 ウ. 記名被保険者に所属する既存住宅状況調査技術者(平成二十九年国土交通省告示第八十一号に規定する者をいい、初年度契約の保険期間の初日以降に退職し、または人事異動等により既存住宅状況調査技術者以外の職に就いた者(本人が死亡している場合はその相続人をいいます。))を含みます。以下「既存住宅状況調査技術者」といいます。)
業務	既存住宅状況調査技術者が平成二十九年国土交通省告示第八十二号に定める既存住宅状況調査方法基準に従って行う平成二十九年国土交通省告示第八十一号第二条第四項に規定する既存住宅状況調査をいいます。
初年度契約	当社がこの保険契約と同一の特約条項に基づき同一の記名被保険者を引き受けた保険契約(以下「同種契約」といいます。)のうち、その保険期間の初日が最も早いものをいいます。ただし、初年度契約以降の同種契約とこの保険契約との間で保険契約が中断している期間がある場合は、その保険期間の初日が最近の中断期間より後であるもののうち最も早い同種契約を初年度契約とします。

第3条(保険金を支払わない場合)

(1) 当社は、普通保険約款第7条(保険金を支払わない場合ーその1)および第8条(保険金を支払わない場合ーその2)に規定する損害のほか、直接であるか間節であるかにかかわらず、次のいずれかの行為または事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

①初年度契約の保険期間の初日より前に行われた業務

②この保険契約の保険期間の初日より前において、被保険者に対する請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)は、その状況の原因となった事由

③ この保険契約の保険期間の初日より前に被保険者に対してなされていた請求の中で申し立てられていた行為または事由

④国土交通省告示第八十二号に規定する調査方法基準(以下「調査方法基準」といいます。)に違反することを認識しながら(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)行った行為

⑤地震、噴火、洪水、高潮または津波を契機として実施された調査により判明した建築物のかし

⑥騒音、振動、土地の沈下・隆起・移動、地下水の増減、ちり・ほこり、土壌汚染、大気汚染、水質汚濁、水温変化、電波障

- 害または日照・眺望権の侵害
- ⑦業務の対象となる建築物の増築・改築・修補の工事またはそれらの工事部分の瑕疵
- ⑧調査方法基準の定め方が不適切であったこと。
- ⑨被保険者が調査方法基準を遵守したとしても、発見し得ない建築物のかし
- ⑩業務の法的効力について、被保険者が結果保証をしていると認識させるような表示または行為
- ⑪次のものの所有、使用または管理
ア. 業務を遂行する施設または設備
イ. 自動車、原動機付自転車、航空機または船舶
ウ. 動物
- ⑫業務の遂行につき所定の資格を有しない者の行為
- ⑬業務の遂行につき、法令の定めにより届出または登録等を必要とする場合において、届出または登録等をしていない間に被保険者が行った行為
- ⑭調査方法基準に定められた業務の範囲を超えて業務を遂行したこと。
- ⑮被保険者の業務に対して支払われた報酬の返還
- (2) (1)の規定にかかわらず、普通保険約款第8条③の規定は、次の事由に起因する損害には適用しません。
- ①業務の結果に起因し、または業務執行中に発生した建築物(業務の対象となったものに限ります。)の滅失、破損または汚損
- ②業務遂行中に発生した他人の身体の障害(障害に起因する死亡を含みます。)
- ③業務遂行中に発生した他人の財物の滅失、破損または汚損
- (3) 当社は、被保険者相互間でなされた請求については、保険金を支払いません。
- 第4条(責任の限度)
- (1) 普通保険約款第3条(責任の限度)の規定は、次のとおり読み替えます。
- [第3条(責任の限度)]
- (1) 前条の①から③までに規定する損害に関する当社の責任の限度は、次のとおりとします。
- ①法律上の損害賠償金および争訟費用については、これらの合計額が保険証券に記載された免責金額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して、保険金を支払います。ただし、当社が支払う保険金の額は、保険証券に記載された支払限度額(以下「支払限度額」といいます。)を限度とします。
- ②協力費用については、その全額に対して保険金を支払います。
- (2) 当会社、前条③の費用を除く損害に対して当社が支払った金額が保険証券の「保険期間中支払限度額」欄記載の額に達した後は、いかなる損害(前条③の費用を含みます。)に対しても保険金を支払いません。]
- 第5条(1請求の定義)
- 支払限度額または免責金額の適用にあたり、同一の原因もしくは行為または事由に起因するすべての請求は、普通保険約款第4条(1請求の定義)の規定にかかわらず、請求がなされた時もしくは場所または損害賠償請求者の数にかかわらず、「1請求」とみなし、最初の請求がなされた時にすべてなされたものとみなします。
- 第6条(個別適用)
- この保険契約の規定は、支払限度額および免責金額に関する規定を除き、被保険者ごとに個別に適用します。
- 第7条(記名被保険者が複数いる場合)
- この保険契約の記名被保険者が複数の場合は、それぞれの記名被保険者ごとに支払限度額および免責金額に関する規定を適用します。
- 第8条(普通保険約款等との関係)
- この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。
- (2) 普通保険約款第3条(責任の限度)(1)の規定の適用において、当社は、他の保険契約等により支払われるべき保険金もしくは共済金の額とその免責金額の合計額またはこの保険契約の保険証券に記載された免責金額のいずれか大きい金額を免責金額とみなします。
- 第2条(普通保険約款等との関係)
- この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

第4節 保険料の返還、追加または変更

第1条(保険料の返還、追加または変更)

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合において、保険料を変更する必要があるときは、(3)に規定する方法により取り扱います。
- ① 普通保険約款第6条(告知義務)(3)③に定める承認をする場合
 - ② 普通保険約款第10条(通知義務)(1)に定める通知を受けた場合
- (2) 当社は、(1)のほか、保険契約の締結の後、保険契約者が当会社に書面等により通知した保険契約の条件の変更を承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、(3)に規定する方法により取り扱います。この場合において、保険契約者は、正当な理由があり、かつ、当社が認めるときを除いてこの通知を撤回することはできません。
- (3) (1)および(2)の場合においては、下表の規定により取り扱います。

① 保険料払込方法が一時払の場合	保険契約の条件の変更前の保険料と変更後の保険料の差額に基づき当社が算出した、未経過期間に対する保険料((1)②の場合は、保険契約者または被保険者の通知に基づき、普通保険約款第10条(通知義務)(1)に規定する事実が発生した時以降の期間に対して、算出した保険料をいいます。)を返還し、または追加保険料を請求します。	
② 保険料払込方法が一時払以外の場合(保険料払込方法が一時払以外であっても、第2節第1条(保険料の払込方法等)(1)に規定するすべての回数の払込みが終了した場合で、この規定により変更すべき保険料がないときまたは保険期間を延長し、もしくは短縮するときは、①に規定する方法により取り扱います。)	下表に規定する保険料を保険契約の条件の変更後の保険料((1)②の場合は、保険契約者または被保険者の通知に基づき、普通保険約款第10条(1)に規定する事実が発生した時以降の期間に対して、算出した保険料をいいます。)に変更します。ただし、契約内容変更日の属する保険年度においては、当社が認める場合は、①に規定する方法により取り扱います。	
	ア. 保険証券に初回保険料の払込期日の記載がある場合	当社が通知を受けた日または承認した日の属する月の翌月以降の保険料
	イ. 保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合	当社が通知を受けた日または承認した日以降の保険料

- (4) 保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを怠った場合((1)①または②の場合は、当社が保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかったときに限ります。)は、追加保険料領収前に生じた事故(当社が(1)②の通知を受けた場合、または(1)①もしくは(2)の承認をする場合に、通知に係る危険増加が生じた日または当社が承認を行った日以降、かつ、追加保険料を領収する前に生じた事故をいいます。ただし、当社が保険期間の初日から保険料を変更する必要があると認めたときは、保険期間の初日以降、かつ、追加保険料を領収する前に生じた事故をいいます。)による損害に対しては、次の①または②の規定に従います。ただし、追加保険料払込期日を設定した場合で、次に規定する期日までに保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを行ったときは、この規定は適用しません。
- 追加保険料払込期日の属する月の翌月末

- ① (1)および(3)の規定に基づき当社が追加保険料を請求した場合は、当社は、保険金を支払いません((1)①または②の場合は、第3節第1条(保険料不払による保険契約の解除)(1)④の規定により解除できるときに限ります。)。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、保険金の返還を請求することができます。
 - ② (2)および(3)の規定に基づき当社が追加保険料を請求した場合は、当社は、保険契約条件の変更の通知がなかったものとして、適用約款に従い、保険金を支払います。
- (5) 保険契約の失効の場合は、当社は、付表1に規定する保険料を返還します。
- (6) 次のいずれかの規定により、当社が保険契約を解除した場合は、当社は、付表1に規定する保険料を返還します。
- ① 普通保険約款第6条(告知義務)(2)
 - ② 普通保険約款第10条(通知義務)(2)または(6)
 - ③ 普通保険約款第18条(重大事由による解除)(1)または(2)
 - ④ 第3節第1条(保険料不払による保険契約の解除)(1)
 - ⑤ 第3節第2条(保険契約者による保険契約の解除の特則)(2)
- (7) 普通保険約款第17条(保険契約者による保険契約の解除)により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、当社は、付表2に規定する保険料を返還し、または請求できます。ただし、適用約款に保険料の精算に関する規定がある場合(保険料が、売上高、完成工事高、賃金または入場者等に対する割合によって定められたものである場合を含みます。)は、その規定に基づいて保険料を精算します。

第2条(追加保険料の払込み等一口座振替方式の場合の特則)

- (1) 次の規定に基づき当社が請求した追加保険料について、追加保険料払込期日に追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、追加保険料を第1条(保険料の返還、追加または変更)(4)に規定する期日までに当社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- ① 第2節第2条(保険料の払込方法一口座振替方式)
 - ② 第1条(3)
- (2) 次のすべてに該当する場合は、当社は、第1条(保険料の返還、追加または変更)(4)の「追加保険料払込期日の属する月の翌月末」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。この場合において、当社は保険契約者に対して追加保険料払込期日の属する月の翌々月の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険期間が1年の保険契約において、保険契約者がこの規定を既に適用しているときは、保険期間内に払い込むべき保険料を一括して請求できるものとします。
- ① 保険契約者が追加保険料払込期日までの追加保険料の払込みを怠った場合
 - ② ①の払込みを怠ったことについて保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当社が認めた場合
- (3) 当社は、次の①および②のすべてに該当する場合においては、追加保険料払込期日の属する月の翌月の応当日を追加保険料払込期日とみなして下表の規定を適用します。
- ① 保険契約者が追加保険料払込期日までの追加保険料の払込みを怠った場合
 - ② ①の払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

ア. 第3節第1条(保険料不払による保険契約の解除)
イ. 普通保険約款第19条(保険契約解除の効力)および第3節第3条(保険契約解除の効力)
ウ. 第2条(追加保険料の払込み等一口座振替方式の場合の特則)(1)および(2)
エ. 第4条(保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い)

- (4) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、当社が保険料を返還するときは、当社が認める場合に限り、返還保険料の全額を一時にまたは当社の定める回数に分割し、当社の定める日に指定口座(この保険契約の保険料に関して、当社が提携金融機関に対して口座振替請求を行う口座をいいます。)に振り込むことによって行うことができるものとします。
- (5) (4)の規定は、保険契約者からあらかじめ当社に反対の意思表示がされている場合には適用しません。

第3条(追加保険料の払込み等クレジットカード払方式の場合の特則)

- (1) 次の規定に基づき当社が請求した追加保険料について、第1条(保険料の返還、追加または変更)(4)の規定の適用においては、当社が追加保険料の払込みに関し、クレジットカード会社に対して、追加保険料の払込みに使用されるクレジットカードが有効であること等の確認を行ったことをもって、その追加保険料が払い込まれたものとみなします。
- ① 第2節第3条(保険料の払込方法クレジットカード払方式)
 - ② 第1条(3)
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する場合は(1)の規定を適用しません。
- ① 当社がクレジットカード会社から追加保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対して追加保険料相当額を既に払い込んでいる場合は、その追加保険料が払い込まれたものとみなして(1)の規定を適用します。
 - ② 会員規約等に規定する手続が行われない場合
- (3) (2)①の追加保険料相当額を領収できない場合は、当社は、保険契約者に追加保険料を直接請求できるものとします。ただし、保険契約者が、クレジットカード会社に対して追加保険料相当額を既に払い込んでいるときは、当社は、その払い込んだ追加保険料相当額について保険契約者に直接請求できないものとします。
- (4) 保険料払込方法がクレジットカード払の方式の場合で、当社が保険料を返還するときは、当社が認める場合に限り、返還保険料の全額を一時にまたは当社の定める回数に分割し、当社の定める日に次のいずれかの方法によって行うことができるものとします。
- ① 保険契約者の指定する口座への振込み
 - ② クレジットカード会社経由の返還
- (5) (4)の規定は、保険契約者からあらかじめ当社に反対の意思表示がされている場合には適用しません。

第4条(保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い)

- (1) 当社が第1条(保険料の返還、追加または変更)(3)の追加保険料の払込みについて追加保険料払込期日を設定した場合において、次のすべてに該当するときは、当社は、同条(4)の規定にかかわらず、追加保険料が払い込まれたものとして、その事故による損害に対して保険金を支払います。
- ① 事故の発生の日が、追加保険料払込期日以前であること。
 - ② 事故の発生の日の前日までに到来した保険証券記載の払込期日までに払い込むべき保険料の全額が払い込まれていること。
- (2) (1)の場合において、事故の発生の日が初回保険料払込期日以前のときは、(1)に規定する「事故の発生の日の前日までに到来した保険証券記載の払込期日までに払い込むべき保険料の全額」を「初回保険料」と読み替えて適用します。ただし、保険契約者が第2節第1条(保険料の払込方法等)(4)②に規定する確約を行い、かつ、当社が承認した場合は、当社は、追加保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害に対して保険金を支払います。
- (3) 当社が第1条(保険料の返還、追加または変更)(3)の追加保険料の払込みについて追加保険料払込期日を設定した場合において、保険契約者が同条(4)に規定する期日までに追

加保険料の払込みを怠ったときは、当社は、その払込期日の翌日以降に発生した事故による損害に対しては、次の規定に従います。

- ① 追加保険料が、第1条(1)および(3)の規定により請求したものである場合は、当社は、保険金を支払いません。
 - ② 追加保険料が、第1条(2)および(3)の規定により請求したものである場合は、当社は、保険契約条件の変更の通知がなかったものとして、適用約款に従い、保険金を支払います。
- (4) 第1条(保険料の返還、追加または変更)(3)②の規定に基づき、当社が保険料を変更した場合、(1)から(3)までの「追加保険料」を「保険料変更後の最初の払い込むべき保険料」と読み替えて適用します。
- (5) 第1条(保険料の返還、追加または変更)(4)ただし書の規定が適用され、かつ、事故が発生した場合において、次の①から③までに規定する日時の確認に関して、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めたときには、保険契約者または被保険者は、遅滞なくこれを提出しなければなりません。また、当社が行う確認に協力しなければなりません。
- ① 普通保険約款第6条(告知義務)(3)③に規定する訂正の申出が行われた日時
 - ② 普通保険約款第10条(通知義務)(1)または第1条(2)に規定する通知が行われた日時
 - ③ 事故の発生の日時

第5条(精算保険料に関する特則)

普通保険約款第14条(保険料の精算)(3)、第4節第1条(保険料の返還、追加または変更)(7)ただし書およびその他の保険料の精算に関する適用約款の規定により当社が請求または返還する保険料については、第2節および第1条(保険料の返還、追加または変更)(2)の規定を適用しません。

第5節 その他事項

第1条(適用約款との関係)

- (1) この特約条項が付帯された保険契約においては、普通保険約款の次の規定を適用しません。
- ① 第20条(保険料の返還または請求告知義務・通知義務等の場合)
 - ② 第21条(保険料の返還無効または失効の場合)(2)
 - ③ 第23条(保険料の返還一解除の場合)
- (2) この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、適用約款の規定を適用します。

付表1 失効・当社による解除の場合の返還保険料

保険期間	払込方法	返還保険料の額
1年	一時払、一時払以外	(1) 保険契約が失効した日または解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額(保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。) (2) 未払込保険料(未経過期間に対応する保険料を含みます。以下同様とします。)がある場合は、(1)の額からその未払込保険料を差し引いた額
1年未満	一時払、一時払以外	保険期間が1年の場合の算出方法に準じて算出した額

保険期間	払込方法	返還保険料の額
1 年	一時払	(1) 保険契約が失効した日または解除された日の保険契約の条件に基づき算出したこの保険契約の保険期間に対応する保険料に対し、保険契約が失効した日または解除された日時点を経過年月とした付表3の「長期保険未経過料率」を乗じて算出した額(保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。) (2) 未払込保険料がある場合は、(1) の額からその未払込保険料を差し引いた額
	一時払以外	保険期間が1年の場合の算出方法に準じて算出した額

付表2 保険契約者による解除の場合の返還保険料

保険期間	払込方法	返還保険料の額
1 年	一時払	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して普通保険約款別表の「短期料率」をもって算出した保険料を差し引いた額(※1) (2) (1) にかかわらず、契約条件の変更に伴い、当会社の申出に応じて保険契約者が中途更新(保険契約が解除された日を保険期間の初日として当会社と保険契約を締結することをいいます。以下同様とします。)を行う場合は、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額(※1) (3) 未払込保険料がある場合は、(1) または(2) の額からその未払込保険料を差し引いた額
	一時払以外	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額(※1) (2) (1) にかかわらず、契約条件の変更に伴い当会社の申出に応じて保険契約者が中途更新を行う場合は、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額(※1) (3) 未払込保険料がある場合は、(1) または(2) の額からその未払込保険料を差し引いた額
	1 年未満 一時払	保険期間が1年の場合の算出方法に準じて算出した額

保険期間	払込方法	返還保険料の額
1 年未満	一時払	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して普通保険約款別表の「短期料率」をもって算出した保険料を差し引いた額(※1) (2) (1) にかかわらず、契約条件の変更に伴い、当会社の申出に応じて保険契約者が中途更新を行う場合は、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額(※1) (3) 未払込保険料がある場合は、(1) または(2) の額からその未払込保険料を差し引いた額
	一時払	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき算出したこの保険契約の保険期間に対応する保険料に対し、保険契約が解除された日時点を経過年月とした付表3の「長期保険未経過料率」を乗じて算出した額(※1) (2) 未払込保険料がある場合は、(1) の額からその未払込保険料を差し引いた額
1 年超	年払	保険期間が1年の場合における払込方法が一時払のときの算出方法に準じて算出した額
	分割払	保険期間が1年の場合における払込方法が一時払以外のときの算出方法に準じて算出した額

(※1) 保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。

付表3 長期保険未経過料率

保険期間 経過年月	2 年	3 年	5 年
1 か月	7日まで95% 15日まで93% 16日以上88%	7日まで97% 15日まで95% 16日以上92%	7日まで98% 15日まで97% 16日以上95%
2 か月	83%	88%	93%
3 か月	78%	85%	91%
4 か月	73%	82%	89%
5 か月	68%	78%	87%
6 か月	65%	77%	86%
7 か月	63%	75%	85%
8 か月	60%	73%	84%
9 か月	58%	72%	83%
10 か月	55%	70%	82%
11 か月	53%	68%	81%
1 年 0 か月	50%	67%	80%
2 年 0 か月	0%	33%	60%
3 年 0 か月		0%	40%
4 年 0 か月			20%
5 年 0 か月			0%

(注1) 経過年月について、1か月未満の端日数は切り上げて1か月とします。

(注2) 上表にない保険期間および経過年月については上表に準じて決定します。

＜示談交渉サービスは行いません＞

この保険には、引受保険会社が被保険者に代わって被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがいまして、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、被保険者ご自身に被害者との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご承知置ください。なお、引受保険会社の承認を得ないで被保険者側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

＜保険金請求の際のご注意＞

賠償責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に対するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することが出来ます(保険法第22条第2項)。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。
①被保険者が被害者に対してすでに損害賠償としての弁済を行っている場合
②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

＜告知義務＞

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
※代理店には、告知受領権があります。

＜通知義務＞

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(告知通知事項)に内容の変更が生じた場合は、すみやかに取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってご加入を解除することがあります。

＜加入者証＞

加入者証は加入内容を確認する大切なものです。加入者証が届きましたら、ご意向どおりの内容になっているかをご確認ください。また、加入者証が届くまでの間、当パンフレットや加入依頼書控等の加入内容がわかるものを保管してください。ご加入後、1か月を経過しても加入者証が届かない場合には、団体窓口にご照会ください。

＜取扱代理店の業務＞

取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。従いまして、取扱代理店と有効に締結されたご契約は、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

＜保険適用地域＞

日本国外の建築物の既存住宅状況調査業務による事故は補償されません。

＜ご加入者と被保険者が異なる場合＞

ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

＜保険会社破綻時の取扱い＞

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(※))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。
(※) 保険契約者が個人等以外のものである保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。
(※) 外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

＜重大事由による解除について＞

以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
・ご契約者、被保険者等が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
・ご契約者、被保険者等が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者等に詐欺の行為があった場合 等

＜補償の重複に関するご注意＞

補償内容が同様の保険契約(特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

このパンフレットは、「宅地建物取引業法の改正に伴う 既存住宅状況調査技術者団体賠償責任保険制度」の内容についてご紹介したものです。詳細は保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら取扱代理店または引受保険会社におたずねください。
なお、パンフレットにはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読の上、加入者証とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
この保険は、一般社団法人日本建築士事務所協会連合会(日事連)を契約者とし、日事連の構成員(会員事務所)を記名被保険者とする専門的業務賠償責任保険(既存住宅状況調査業務特約等付帯)の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解除する権利等は一般社団法人日本建築士事務所協会連合会が有します。